岩倉市出産・子育て応援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠又は出生の届出を行った妊婦、養育者等に対し、 出産・育児関連用品の購入費、子育て支援サービスの利用料等の負担軽 減を図るために実施する岩倉市出産・子育て応援金支給事業(以下「事 業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 出産・子育て応援金 出産応援金及び子育て応援金をいう。
 - (2) 出産応援金 前条の趣旨を達成するために、妊娠時に岩倉市(以下「市」という。) から支給される応援金をいう。
 - (3) 子育て応援金 前条の趣旨を達成するために、出産時に市から支給 される応援金をいう。
 - (4) 支給妊婦 事業開始日(第6条に規定する事業開始日をいう。以下 同じ。) 以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊 娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限 る。) をいう。
 - (5) 遡及支給妊婦 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した児 童の母(妊娠中に市に住所を有していた者に限る。)
 - イ 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に妊娠の届出 をした妊婦(妊婦であった者を含み、アに該当する者を除く。)
 - (6) 対象児童 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 事業開始日以降に出生した児童であって、市に住所を有する者
 - イ 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した児 童であって、市に住所を有する者
 - (7) 支給養育者 前号アに該当する対象児童を養育する者をいう。
 - (8) 遡及支給養育者 第6号イに該当する対象児童を養育する者をいう。

(出産応援金支給対象者)

第3条 出産応援金の支給の対象となる者(以下「出産応援金支給対象者」

という。)は、支給妊婦又は遡及支給妊婦であって、次の各号のいずれか に該当する者とする。

- (1) 出産応援金の申請時に市に住所を有する者
- (2) 出産応援金の申請時に市から転出しているが、出産応援金の支給を 市から希望する者(市において妊娠の届出時の面談等を実施した者に 限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、既に他の市町村において国の出産・子育て 応援金事業による給付を受けている者又は他の市町村において国の出産 ・子育て応援金事業による給付を受ける予定である者は、出産応援金支 給対象者としない。

(子育て応援金支給対象者)

- 第4条 子育て応援金の支給の対象となる者(以下「子育て応援金支給対象者」という。)は、支給養育者又は遡及支給養育者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 子育て応援金の申請時に市に住所を有する者
 - (2) 子育て応援金の申請時に市から転出しているが、子育て応援金の支給を市から希望する者(市において出生後の面談等を実施した者に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の対象児童に係る子育て応援金支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援金が支給された場合は、その他の子育て応援金支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援金は、支給しない。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、子育 て応援金支給対象者としない。
 - (1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定 する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置 者
 - (3) 法人
 - (4) 既に他の市町村において国の出産・子育て応援金事業による給付を 受けている者又は他の市町村において国の出産・子育て応援金事業に よる給付を受ける予定である者
 - (出産・子育て応援金の支給金額)

- 第5条 出産応援金の支給金額は、出産応援金支給対象者の妊娠1回につき50,000円とする。
- 2 子育て応援金の支給金額は、対象児童1人につき50,000円とする。

(事業開始日)

第6条 事業開始日は、令和5年1月18日とする。

(遡及支給妊婦及び遡及支給養育者の対象者リストの作成)

第7条 市長は、事業の実施に当たり、令和4年4月1日から事業開始日までの間の市の住民基本台帳における遡及支給妊婦及び遡及支給養育者の氏名、住所等を掲載した対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成するものとする。

(支給妊婦の出産応援金の申請等)

- 第8条 出産応援金の支給を受けようとする支給妊婦である出産応援金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、岩倉市出産応援金支給申請書(様式第1。以下「出産応援金支給申請書」という。)に個人番号カード、運転免許証その他の本人確認書類の写し(以下「本人確認書類の写し」という。)及び振込先金融機関の口座の通帳又はキャッシュカードの写し(以下「添付書類」という。)を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請(以下「出産応援金の支給申請」という。)は、 妊娠の届出をし、かつ、妊娠の届出時の面談等を受けた後でなければ、 行うことができない。
- 3 出産応援金の支給申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援金の支給申請を行うことができなかった場合は、申請者は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に、出産応援金の支給申請を行うことができる。
- 4 市長は、出産応援金の支給申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは、出産応援金の支給を決定し、当該申請者に対して 岩倉市出産応援金支給決定通知書(様式第2。以下「出産応援金支給決 定通知書」という。)を送付するとともに、出産応援金を支給する。

(遡及支給妊婦の出産応援金の申請等)

第9条 市長は、リストに基づき、遡及支給妊婦である出産応援金支給対

象者に対し、出産応援金支給申請書を送付する。

- 2 出産応援金の支給を受けようとする遡及支給妊婦である出産応援金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、出産応援金支給申請書に本人確認書類の写し及び添付書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請(以下「出産応援金の遡及支給申請」という。) は、原則として、令和5年3月31日までに行うものとする。ただし、 災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該 期間内に出産応援金の遡及支給申請を行うことができなかった場合は、 申請者は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に、出産 応援金の遡及支給申請を行うことができる。
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、出産応援金の遡及支給申請は、令和6年3月1日以降は、行うことができない。
- 5 市長は、出産応援金の遡及支給申請があったときは、その内容を審査 し、適当と認めるときは、出産応援金の支給を決定し、当該申請者に対 して出産応援金支給決定通知書を送付するとともに、出産応援金を支給 する。

(支給養育者の子育て応援金の申請方法)

- 第10条 子育で応援金の支給を受けようとする支給養育者である子育で 応援金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、岩倉市 子育で応援金支給申請書(様式第3。以下「子育で応援金支給申請書」 という。)に本人確認書類の写し及び添付書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請(以下「子育て応援金の支給申請」という。)は、出生後の面談等を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、子育て応援金の支給申請をする前に対象児童が死亡した者(当該対象児童が死亡した日において市に居住していた者に限る。)については、出生後の面談等を受けることなく子育て応援金の支給申請を行うことができる。
- 3 子育で応援金の支給申請は、原則として、対象児童が生後4か月までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月までの間に子育で応援金の支給申請を行うことができなかった場合は、申請者は、当該やむを得ない特

別な事情がやんだ後3か月以内に、子育て応援金の支給申請を行うことができる。

- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、子育て応援金の支給申請は、対象 児童が3歳に達する日以後は、行うことができない。
- 5 市長は、子育て応援金の支給申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは、子育て応援金の支給を決定し、当該申請者に対し て岩倉市子育て応援金支給決定通知書(様式第4。以下「子育て応援金 支給決定通知書」という。)を送付するとともに、子育て応援金を支給す る。

(遡及支給養育者の子育て応援金の申請方法)

- 第11条 市長は、遡及支給養育者である子育て応援金支給対象者に対し、 リストに基づき、子育て応援金支給申請書を送付する。
- 2 子育て応援金の支給を受けようとする遡及支給養育者である子育て応援金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、子育て応援金支給申請書に本人確認書類の写し及び添付書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請(以下「子育て応援金の遡及支給申請」という。) は、原則として、令和5年3月31日までに行うものとする。ただし、 災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該 期間内に子育て応援金の遡及支給申請を行うことができなかった場合 は、申請者は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に、 子育て応援金の遡及支給申請を行うことができる。
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、子育て応援金の遡及支給申請は、 令和6年3月1日以降は、行うことができない。
- 5 市長は、子育て応援金の遡及支給申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、子育て応援金の支給を決定し、当該申請者に対して子育て応援金支給決定通知書を送付するとともに、子育て応援金支給する。

(出産・子育て応援金の支給の方式)

- 第12条 出産・子育て応援金の支給は、第8条から前条までの規定により申請者が申請書を市に提出し、市が当該申請書に記載された金融機関の口座に振り込む方式により行う。
- 2 出産・子育て応援金の振込先金融機関の口座は、申請者の名義のもの

でなければならない。

(出産・子育て応援金の支給等に関する周知等)

第13条 市は、事業の実施に当たり、出産応援金支給対象者及び子育て 応援金支給対象者の要件、申請の方法、事業開始日等の事業の概要について、岩倉市ホームページ等その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第14条 市が第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づき申請書を送付し、かつ、前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該申請者が出産・子育て応援金の交付を辞退したものとみなすものとする。
- 2 市が第8条第4項、第9条第5項、第10条第5項又は第11条第5項の規定に基づき支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合であって、市が確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し等)

- 第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、出産・子育て応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 申請者が国の出産・子育て応援金事業による給付を他の市町村に申請し、支給の決定を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により出産・子育て応援金の支給決定の全部又は 一部を取り消した場合において、既に出産・子育て応援金を支給してい るときは、既に支給した出産・子育て応援金の返還を求めるものとする。 (受給権の譲渡又は担保の禁止)
- 第16条 出産・子育で応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。